



新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (4月27日時点)

令和5年春開始接種にかかる接種券の送付

令和5年春開始接種(6月以降接種分)にかかる接種券を、5月下旬に発送します。

▼令和5年春開始接種の対象 次の①～③のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 5～64歳の基礎疾患等を有する人
- ③ 医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者

▼5月の送付対象

オミクロン株対応2価ワクチン(※)の接種時期	年齢区分	接種可能時期(令和5年春開始接種)
令和5年3月	5歳以上	令和5年6月～8月31日

(※)…従来型ワクチン(1・2回目接種)や小児用オミクロン株対応2価ワクチン、武田社ワクチン(ノババックス)を含む。

▼接種場所 原則として、前回接種した医療機関等

●令和5年春開始接種の対象とならない人であっても、令和5年秋開始接種(9月～12月予定)の際、今回送付する接種券を使用する可能性がありますので廃棄せずに保管してください。

●接種可能月が到来しているにもかかわらず接種券が届かない人は、コールセンターへお問い合わせください。

●令和5年春開始接種の対象となる人で、かつ令和4年秋開始接種用の接種券が手元にある人(オミクロン株対応2価ワクチンを未接種)へは、改めて接種券は発送しませんので、手元の接種券をご利用ください。

■問い合わせ先 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (☎ 0120-567-745、月～金曜日=午前9時～午後8時、日曜日・祝日=午前9時～午後5時、土曜日は休み)

子育て世帯を支援します

子育て世帯生活支援特別給付金



低所得の子育て世代に給付金を支給します。

▼支給額 児童1人につき5万円

▼支給対象者 ①～③のいずれかに該当する人

①令和5年3月分の児童扶養手当を受給する人
※5月12日に支給済み。

②令和4年度「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金(ひとり親以外)」を受給した世帯
※5月19日(金)以降、準備が整い次第支給します。

③基準日以降に収入が減少し、①や②と同水準の収入になった世帯

※基準日などの最新情報は市ホームページにてお知らせします。

▼申請が必要な人 支給対象者の③に該当する人

▼申請に必要な書類

○申請者の身分証明書(マイナンバーカード〈表面〉、運転免許証、健康保険証等)の写し

○給付金を受け取る口座の通帳やキャッシュカードの写し

○児童の住所が市外の場合は、その世帯の住民票

○申請者および配偶者の任意の1カ月分(基準日以降)の収入がわかるもの

▼申請期限 令和6年3月15日(金)まで

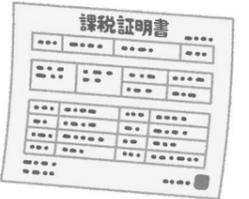
▼支給日 ①の人…5月12日、児童扶養手当の受給口座に支給済み/②の人…5月19日以降、準備が整い次第、令和4年度「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金(ひとり親以外)」受給口座に支給/③の人…申請してからおおむね3週間以内(転入が伴う場合、転入時期により課税状況等を確認するため3週間を過ぎることがあります)

詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 こども家庭課家庭給付係(市役所1階、☎ 40-7039)

不明な点は
問い合わせを

市民税課からのお知らせ



【市民税・県民税に関する証明書の発行】

令和5年度(令和4年中の所得分)の市民税・県民税「所得・課税証明書」を6月12日(月)から発行します。申請の際には、申請者本人(窓口に来た人)の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をお持ちください。なお、代理人(同居の親族を除く)が申請する場合は、委任状または同意書が必要です。ただし、弘前市パートナーシップ宣誓受領証を提示する人が同居のパートナーの分の証明書を取得する場合は、委任状・同意書が不要です。

▼交付窓口 市民税課(市役所2階)/市民課(市役所1階)/総合行政窓口(駅前町、ヒロロ3階)/岩木・相馬総合支所民生課/市民課城東分室(末広4丁目、総合学習センター内)/各出張所

▼受付時間 平日の午前8時30分～午後5時
※総合行政窓口…平日=午前8時30分～午後7時/土・日曜日、祝日=午前8時30分～午後5時。

▼手数料 1通=300円

【税額決定/納税通知書の送付】

市民税・県民税が課税となる人に、新年度の「市民税・県民税税額決定/納税通知書」を6月12日(月)に発送します。

なお、市民税・県民税が給与から天引きされる人は、勤務先から特別徴収税額の決定通知書が配布されます(事業所には5月19日〈金〉に発送)。

問い合わせの際は通知書番号(宛名番号)を確認しますので、通知書をご用意ください。

【公的年金等からの天引き(年金特別徴収)】

4月1日現在で65歳以上の公的年金等の受給者は、原則、公的年金等にかかる市民税・県民税が公的年金等から天引き(年金特別徴収)されます。

令和5年度(以下、今年度)から年金特別徴収が始まる人(令和4年度に特別徴収が中止になり、今年度から再開する人も含む)は、今年度の市民税・県民税の2分の1を納付書で納めることになります(普通徴収)。残る2分の1は10月、12月、翌年2月の公的年金等から天引きされます。

【3月16日以降に申告書を提出した人へ】

3月16日以降に所得税の確定申告書および市民税・県民税の申告書を提出した人は、その申告内容が当初の「市民税・県民税税額決定/納税通知書」に反映されていない場合があります。その場合は、6月下旬以降、対象の人に税額変更通知書を送付し、お知らせします。

また、所得・課税証明書についても同様に、申告内容が反映されていない場合があります。所得・課税証明書を窓口で取得する際には、ご自身で内容を確認の上、取得してください。

■問い合わせ先 所得・課税証明書について…市民税課諸税係(☎ 35-1117)/給与特別徴収、年金特別徴収について…市民税課市民税第一係(☎ 40-7024)/市民税・県民税、普通徴収について…市民税課市民税第二・第三係(☎ 40-7025、☎ 40-7026)

弘前市働き盛り世代の健康アップ推進事業費補助金

市内の事業所が行う、生産性の向上や職場の活力の向上などを目的とした従業員等の健康増進に資する事業に対し、補助金を交付します。

▼補助対象者 市内に所在する事業所(令和4

年度に本補助金の交付を受けた企業等は除く)

▼補助対象事業 企業等が主体的に取り組む従業員等の健康増進に資する事業

▼補助金額 補助対象経費の合計額の3分の2以内(上限30万円)

▼申請方法 6月30日(金・必着)までに、必要書類を郵送または持参で提出
※交付申請等の必要書類は市ホームページからダウンロードすることができます。

■問い合わせ・申請先 健康増進課健康づくり総合推進係(〒036-8711、野田2丁目7の1、☎ 37-3750)

◎補助対象事業の例

従業員が使用する健康管理機器および健康づくり機器の導入/健康に関するセミナー開催/運動習慣づくり/栄養・食生活に関する生活改善/禁煙支援、受動喫煙防止/その他、健康増進に資する取り組み